戸田市の契約に係る労働環境の確認に関する実施要領

令和3年11月15日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、戸田市が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、労働環境の確認に関し必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の確認を行う契約)

- 第2条 労働環境の確認を行う契約は、低入札価格調査(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第1項(令第167条の13において準用する場合を含む。)又は令第167条の10の2第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。)の対象となった次に掲げるものとする。ただし、市長が確認する必要がないと認めるときは、この限りでない。
 - (1) 工事請負契約
 - (2) 業務委託契約

(周知の方法)

第3条 市長は、前条の規定により労働環境の確認を行う契約について、一般 競争入札にあっては公告時に、指名競争入札にあっては指名通知時に労働環 境の確認の対象案件である旨を明示するものとする。

(確認の方法)

- 第4条 確認の方法は、契約の相手方が労働環境報告書(第1号様式)及び労働賃金調査票(第2号様式)を市長に提出することにより行うものとする。
- 2 前項の規定により作成した労働環境報告書にあっては契約締結後速やかに、労働賃金調査票にあっては工事完成後又は業務委託完了後速やかに提出するものとする。この場合において、提出した内容に変更が生じた場合は、速やかに内容を変更したものを提出するものとする。
- 3 市は、前項の規定による提出があった場合は、必要に応じて、受注者及び 下請負人に聞き取りすることができるものとする。

(労働環境の基準)

第5条 この要領に基づき確認する労働環境は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、最低賃金法(昭

和34年法律第137号)その他関係法令を基準とする。

(入札参加停止措置)

第6条 入札参加停止措置の取扱いについては、戸田市の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成30年11月30日市長決裁)別表第2の7の項に 定める「不正又は不誠実な行為」の規定による入札参加停止措置をすること ができるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

労働環境報告書

1. 労働賃金関係					
① 賃金は、賃金台帳に基づき適正な支払いが行われているか	はい	いいえ			
② 時間外、休日等の割増賃金は、適正に支払いが行われているか	はい	いいえ			
③ 賃金は、通貨で全額を労働者に直接、毎月1回以上及び一定期間を定めて支払われているか	はい	いいえ			
2. 労働時間の管理関係					
④ 労働日ごとの労働時間を把握し、適正に記録しているか	はい	いいえ			
⑤ 休暇・休日の取得状況及び管理は適切か	はい	いいえ			
3. 労働条件関係					
⑥ 就業規則は労働基準監督署に提出されているか	はい	いいえ			
⑦ 36協定は労働基準監督署に提出されており、その運用を含め労使協	はい	いいえ			
定は適正か					
⑧ 労働条件(就業規則、雇用契約、労使協定)は適正な内容であるか	はい	いいえ			
4. 安全衛生関係					
⑨ 事故報告の記録など、業務災害の方策は適正か	はい	いいえ			
⑩ 産業医、衛生管理者の選任は適正か	はい	いいえ			
5. 社会保険加入関係					
① 労災保険、雇用保険は加入しているか	はい	いいえ			
6. 法定帳簿の整備関係					
② 法定帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)が整備されているか	はい	いいえ			
③ 労働条件通知書(雇用契約書)が整備されているか	はい	いいえ			

※「いいえ」の場合は、設問番号と理由を記入してください。

設問番号	理由

内容について、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

契約件名		
受注者	住 所	
	商号	
	職氏名	
担当者連絡先		

労働賃金調査票

契	約	件	名		
受 注	主者				
所	1	Ē	地		
名			称		
職	E	£	名		

		T		
工種·業種	職種 ※工事の場合、記載に関 する事項の51職種を記載	員数	労働賃金(円/日・人)	元請·下請

記載に関する説明事項

<対象とする労働者>

- ・受注者か下請負人に関係なく、専属的に当該工事に従事する者
- ・雇用形態(常用、日雇い、短期雇用等)に関係なく、専属的に当該工事に従事する者
- ・現場代理人、主任技術者、監理技術者、会社役員等は含まない

<記入する労働賃金>

・職種ごと、受注者及び同じ下請次数ごとに、最低賃金となる労働者の労働賃金

(例1: 元請A氏(20,000円)、元請B氏(19,000円) ⇒ 19,000円)

(例2: 2次下請A社(15,000円)、2次下請B社(14,000円) ⇒ 14,000円)

<労働賃金の構成>

- ・労働賃金(円/日・人) = (①基本給相当額 + ②基準内手当) + (③臨時の給与 + ④実物給与)
 - ①基本給相当額【基本給、出来高給】
 - ②基準内手当【家族(扶養)手当、通勤手当、都市(地域)手当、住宅手当、現場手当、技能手当等】
 - ③臨時の給与【賞与(ボーナス等)、その他の臨時の賃金等】
 - ④実物給与【通勤定期の支給、食事の支給等】
- ・労働賃金に含まない「基準外手当」
 - ①通常の作業条件または作業内容を超えた特殊な労働に対する手当
 - ②時間外、休日または深夜の労働に対する割増賃金

<参考>労働者の51職種

職種名				
特殊作業員	運転手(特殊)	普通船員	タイル工	
普通作業員	運転手(一般)	潜水士	サッシエ	
軽作業員	潜かん工	潜水連絡員	屋根ふき工	
造園工	潜かん世話役	潜水送気員	内装工	
法面工	さく岩工	山林砂防工	ガラス工	
とびエ	トンネル特殊工	軌道工	建具工	
石工	トンネル作業員	型わくエ	ダクトエ	
ブロックエ	トンネル世話役	大工	保温工	
電工	橋りょう特殊工	左官	建築ブロック工	
鉄筋工	橋りょう塗装工	配管工	設備機械工	
鉄骨工	橋りょう世話役	はつり工	交通誘導警備員A	
塗装工	土木一般世話役	防水工	交通誘導警備員B	
溶接工	高級船員	板金工		

※ 見習い、研修中の作業員等は、技能の保有状況や作業内容に応じて、「普通作業員」または 「軽作業員」に分類してください。